

## 靖国の原理主義と戦責問題（４）

－靖国神社A級戦犯合祀をめぐる思想史的分析－

裴 富吉

A Study on Yasukuni Fundamentalism and War Responsibility ;  
The Historical Analysis about Class-A War Criminals who were  
enshrined together in Yasukun Shrine (4)

BAE Boo-Gil

－もくじ－

- I 問題意識
- II 稲垣久和『靖国神社「解放」論』2006年
- III A級戦犯問題
- IV 天皇制の変遷
- V 富田メモ問題
- VI 昭和天皇の戦前 - 戦中 - 戦後
- VII 昭和天皇・平成天皇 - A級戦犯 - 靖国神社
- VIII 天皇制の将来【本号はここから】
  - a) 「国家神道としての靖国神社」
  - b) 「日米安保条約下の靖国神社」
  - c) 「靖国神社宗教・非宗教論」

**お断わり：**本稿は、『中央学院大学 人間・自然論叢』第28号，2009年1月に掲載された論文を，PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては，同上雑誌 [の頁] に依拠することを願います。

## VIII 天皇制の将来

### a) 「国家神道としての靖国神社」

明仁天皇は、皇室のありかたに関する未来展望を、たしかに抱いている。父親の人生を目の当たりにしてきた次代の人間天皇として、自分が国政を司る実力者たちにけっして「玉」あつかいはされまいとする、静かだが強い意志を、そこに読みとることもできる。しかし、憲法上において天皇制は政治的存在であるから、その神道宗教的なありかたをふくめて、政治に左右されないという絶対の保証もない。

もしも、天皇家の家長である明仁天皇がA級戦犯の合祀を外した靖国神社に参拝することになったら、「護国の神々＝英霊」を祀る「靖国神社 - 護国神社」などの宗教施設を、旧態依然において尊重する立場を復活させ、再び、この日本国を意識的に〈神話の世界〉のなかに深く引きもどす事態を意味する。ここでは、伊勢神宮・熱田神宮などの宗教的な存在に靖国神社の論点が歴史意識的に入りまじる次元をもって、日本の神道神社と国家神道との関係問題が重要な究明の対象になる。

— 平成天皇は、1993〔平成5〕年に埼玉県護国神社（さいたま市）、1996〔平成8〕年に栃木県護国神社（宇都宮市）を参拝している。そのさい宮内庁は事前に、「A級戦犯合祀の有無」を各護国神社に問いあわせていた。ただし、天皇の護国神社参拝はそれ以来、途絶えている。

昭和天皇は1975〔昭和50〕年以降、靖国神社への参拝を中断した。だが、靖国神社「春秋の例大祭」の開催時には、昭和天皇と平成天皇は欠かさず勅使を派遣し、三笠宮崇仁<sup>たかひと</sup>および三笠宮寛仁<sup>ともひと</sup>をはじめ皇族の参拝もつづけてきた。そして、山口県護国神社（山口市）などA級戦犯を祭る護国神社にも幣帛料を下賜してきた。したがって、皇室全体で判断するならば、「A級戦犯を含む戦没者」を慰霊・追悼してきたという実態に、なんら変化はなかったともいえる<sup>1)</sup>。

一方で、A級戦犯を合祀した以降の靖国神社と護国神社には、その後、昭和天皇も平成天皇も参拝していないけれども、昭和天皇の弟・三笠宮崇仁、平成天皇の従兄弟・三笠宮寛仁らは靖国に参拝している。他方で、天皇が直接参拝することを除いて、靖国神社における「そのほかの神社行事に対する関与」、たとえば天皇の「勅使の派遣」や「幣帛料の下賜」は継続されている。

ただ、「A級戦犯の合祀」された「現状の靖国」に参拝しない点は、昭和天皇から平成天皇に継承・堅持された明確な意思を表わしている。

日本の敗戦は、日本政府による事後の戦没者合祀を困難にさせた。しかし、靖国神社は1945〔昭和20〕年11月19日夜、「満州事変」以来の未合祀者を、合祀されるべき英霊として一気に招魂する招魂式を営むことにした。祭典委員長には、最後の参謀総長となった梅津美治郎大将が任命された。翌日11月20日「靖国神社臨時大招魂式」が執りおこなわれ「天皇が参拝」した。

---

1) <http://blog.livedoor.jp/hjm2/archives/50451231.html> 2006年8月23日検索

靖国神社に合祀された戦没者は、「満州事変」17,176名、「支那事変（日中戦争）」191,250名、「大東亜〔太平洋〕戦争」2,133,915名である。大東亜戦争の数値が急激に増えた原因については、昭和天皇の戦争責任に関して重大な問題が指摘されねばならないが、ここでは触れない。

1945〔昭和20〕年12月15日「神道指令」は、「日本ノ天皇ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他国ノ元首ニ優ルトスル主義」に対する禁圧を試みた。とはいっても、敗戦を機に天皇家を完全に廃絶させたのではない。そのために、「日本ノ天皇ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源」という神話的な由来に関して、格別の意義づけをこめたり高揚させたりしようとする「国家単位の政治的な欲望」が根絶されなかった。

明治期に創設された靖国神社は、伊勢神宮との連係を保持しつつ、国家神道としての宗教的な意義を前提とする「戦争神社」の本質を有しており、いまもなおかわるところがない。天皇はそれらの祭祀大権者であり、この基本的な立場を廃棄しないかぎり、靖国問題は存続しつづける。なかんずく、A級戦犯の靖国への合祀だけは、昭和天皇の意にかなわぬ措置であった。結局、A級戦犯の合祀という出来事がなければ、日本国の総理大臣が靖国参拝にいかなくとも、天皇自身が率先して行ってははずである。

藤谷俊雄『国家神道と天皇問題』（部落問題研究所, 1989年）は、「靖国神社は」「最初から軍部の所管とされてきたことが特徴的であり、「しかもその祭神が戦争のあるごとに戦没者を合祀するという、日本の神社信仰の伝統にはまったくみられない異質のものである」、「明治以後の国家神道は、天皇制と軍国主義をささえるものとされた」と解説する<sup>2)</sup>。

そこで、東アジアの近隣諸国が靖国神社そのものを批判してきたとき、これをどのように受けとめるかが議論の核心になる。これを内政干渉などといって拒絶することはできない。

中国（中華人民共和国）の指導者が自国人民たちを善導したように、「A級戦犯だけが悪く一般庶民には罪がない」といつてくれたからといって、A級戦犯に戦争責任すべてを押しつけて済むわけにはいかない。このことは誰にでもわかる道理である。中国はいわば、日中友好を前進させる観点に立ち、そのような便法「嘘も方便」を工夫してくれたのである。

また、敗戦した日本・日本人に対して、国民政府（中国国民党）の主席蔣介石が声明「以德報怨」（怨みに報いるに徳を以てなす）を出したとされる点も同様であって、それを真に受けて、中国の戦線に派遣され「三光作戦」にかかわってきた日本軍将兵1人ひとりが国際法上、なにも罪も犯していなかったとはいえない。

日本の敗戦に対して中国が戦時賠償を求めなかった歴史的事実も、ここで指摘しておく必要もある。この事実は、これまで中国に対する日本のODA〔政府開発援助〕の実績とその効果がどれほどであったかひとまずおいても、強調されてよいものである。

日本は、1894〔明治27〕年8月～1895〔明治28〕年3月の日清戦争に勝利し、清国（中国）から巨額の賠償金をとりたてた。1895〔明治28〕年10月31日に「第1回賠償金」7,414万3,005円〔5,000万両〕、1896〔明治29〕年5月7日に「第2回賠償金」411万2,000余円

---

2) 藤谷俊雄『国家神道と天皇問題』部落問題研究所, 1989年, 36頁。

ンド、同年5月8日に「残りの」440万ポンドを受けとり、これを原資にして貨幣法〔金本位制〕を施行させえた。

こうした明治史の一現実を想起すれば、「満州侵略 - 日中戦争 - 大東亜戦争」の戦争過程で日本が中国におこなった加害行為にもかかわらず、日中国交回復のための交渉において戦時賠償を放棄したその大人<sup>たいじん</sup>としての度量には、学ぶべきものがある。

しかし、「中国側は、賠償放棄問題を戦争責任問題に対する歴史認識問題とセットで考え……、かつての軍国主義の中国侵略に対する日本側の徹底的な否定と反省を賠償放棄の当然の前提としていた。しかも、甚大な損害を受けた中国にとって、賠償問題は法律論だけで済ませるものではない」<sup>3)</sup>ことを、日本国も日本国民もごく浅薄にしか理解してこなかった。

過去の戦争に関していうなら、日本は「頂点に陣どった天皇」から「最低辺の一般臣民」まで、その濃淡や深淺においてちがいやバラツキはあっても、各自が相応に戦争責任を負うべき筋合いがあった。しかし、各自がすべての罪をA級戦犯に転嫁させておくことで、敗戦という歴史の深刻な断絶に目をふさぎ、とおりにすることができた。

日本社会全体を三角形に譬えるならば、統帥権の保持者であった頂点の「大元帥」から、この彼に対する絶対的な忠誠・服従を生命をかけて強いられた「一般臣民」までの広がりにかけて、それぞれが各種各様に戦争責任を負わされねばならなかったはずである。

ところが、日本は、連合国がわにA級戦犯という生贄を差しだす取引によって、天皇と一般庶民は、「戦後の民主主義と平和」の経済社会体制につうじる通行手形をえることができた。

矢部貞治「憲法改正法案（中間報告）」1945年10月3日が、「天皇統治ノ下ニ可及的民意ヲ基本トスル政治体制ヲ実現スルコトヲ期シ、議院内閣制ノ定型ニ近接センコトヲ意図ス」る立場より、「天皇ノ祭祀大権ヲ明規スルハ、信教自由ノ条項トノ間ニ紛議ヲ生スルノ恐レアルヲ以テ、採ラス」と断わっていたことは、憲法改定作業において留意すべき一コマであった。

ある日本人キリスト教徒は、「靖国神社は、合祀したい人には遺族の承諾を得るのが当然のことと思われ」るにもかかわらず、靖国「神社側の態度は、国民全体の上に超越者然としている」<sup>4)</sup>と、反発の気持を露わにしている。だから、大江志乃夫『靖国神社』（岩波書店、1984年）は、靖国におけるその祭祀大権者を、こう批判する。

死者の魂にたいして「をりをりかへれ」としか言わせない靖国神社の存在とはいったい何なのか、国家は戦死者の魂を靖国神社の「神」として独占することによって、その「神」たちへの信仰をつうじて何を実現してきたのか、あるいは実現することを期待したのか<sup>5)</sup>。

---

3) 劉 傑・三谷 博・楊 大慶編『国境を越える歴史認識－日中対話の試み－』東京大学出版会、2006年、330頁。

4) 『朝日新聞』2006年8月23日朝刊「声」欄、無職 竹内恵美子「信教の自由を無視する靖国」。

5) 大江志乃夫『靖国神社』岩波書店、1984年、189頁。

日本国の天皇一族にめぐっては、「他国ノ元首ニ優ルトスル主義」に直帰させられる政治的な危険性が、絶えず頭をもたげようとしている。「信教自由ノ条項トノ間ニ紛議ヲ生スルノ恐レアルヲ以テ」「明規スルハ」「採ラス」はずだった「天皇ノ祭祀大権」は、「政教分離」の建前を巧妙に使いわける靖国神社がわの「戦没者合祀：英霊化」の手続によって、事実上においては戦前・戦中体制と同じに「天皇ノ祭祀大権ヲ」行使させてきた。

「日本国政府の国家的性格」、すなわち「憲法において規定された」天皇制の問題は、「天皇家の皇祖皇宗という〈原始的信仰〉」とのせめぎあいを生むほかない。靖国神社における合祀の問題と、これに祭祀大権をもって関与する天皇の「最高の立場」は、民主主義の根幹にかかわる「政教分離」的な論点を凝縮的に表現している。さらには、皇室外交の本質とその役割はなにか？

吉本隆明・赤坂憲雄『天皇制の基層』（講談社、2003年）は、敗戦後に新しく制定された日本国憲法の基本精神から逸脱した行為を犯してきた「天皇という存在」を、その基底面よりみなおすことを提唱する。

「天皇制」は、権威の源泉である「宗教としての天皇制」と、これによって国家支配の正統性を保証された「権力を維持する支配層」とを、二重王権的に包括する「しくみ」<sup>システム</sup>である。しかし、非常に限定的な概念で括れるそのような「天皇制の歴史」は終わった。象徴天皇制の像を組みたてるとき、国家や宗教とのむすびつきは否定されざるをえない。千数百年継続されてきた「天皇制の歴史」の終わりを思想的に掬いとり、文化や伝統とか精神的な権威というところに、最後の天皇制・皇室を生かす天皇の場所を求めたい。

大嘗祭に象徴される宗教としての天皇制の構造、その宗教儀礼的な機能をささえてきた物質的な基盤は、ほとんど壊れている。つまり、農耕社会の終焉とともに天皇制は、形骸化していった。もはや文化的な伝統とか精神的な権威としてしか、将来における天皇制の概念は収斂させねばならない<sup>イメージ</sup><sup>6)</sup>。深夜にミステリー「大嘗祭」と「民主主義」とが違和感なく共存することは、不可能である。私〔家〕的なミステリーということも、形容矛盾である<sup>7)</sup>。

横田耕一『憲法と天皇制』（岩波書店、1990年）は、神道関係者も認めている「皇室祭祀が高度の宗教性」をもつ点を、こう批判する。

「天皇の皇祖神等に対する祭祀は、目的において高度の宗教的意義を持っている」。

「過去の天皇と神道との結合を背景とすれば、天皇と神道との結合は、天皇の神格化を容易に生む」。

「神道を特別視する結果（援助・助長・促進）になる」。

「天皇制の下で弾圧された経験をもつ諸宗教にとっては一種の圧力（圧迫・干渉）として働くことになる」。

「『目的・効果・基準』も、皇室祭祀の公的な挙行の違憲性をなんら緩和するものとは

---

6) 吉本隆明・赤坂憲雄『天皇制の基層』講談社、2003年、283頁、284頁。

7) 戸村政博編著『神話と祭儀－靖国から大嘗祭へ－』日本基督教団出版局、1988年、103頁。

〔 〕内補足は筆者。

ならない」<sup>8)</sup>。

文化人類学を専攻する船曳健夫（東京大学大学院教授）は、「農業文明のなかで高度に発展した政治制度が王制だ」と断わり、つぎのような議論を『朝日新聞』に披露した。筆者の寸評を〔→以下に〕はさみながら、適宜その内容を紹介する<sup>9)</sup>。

イ)「世襲の家が元首的な位置につく制度は、自由と平等の理念に反するという本質的な問題をはらんでいる。なのに『安定している』との理由で天皇制は継続され、我々の『使い回し度』はむしろ強まっている」。

→これをすなおに受けとめれば、天皇制を存続させてきた日本国憲法は、主権在民という「自由と平等の理念に反する」「本質的な問題」を、戦後60年以上も放置してきたといわねばならない。

ロ)「天皇家に対し、ただの社会的象徴ではなく、同時に和歌に代表される日本文化の理念みたいなものを表現することを期待している」。

→この発言については、天皇 - 天皇制の文化的伝統に関する歴史的研究が必要である。明治時代から昭和戦前までにおける天皇神格化の時代は、日本の歴史のなかで突出して異常な時期であった。しかし、近代資本主義路線を選択した日本帝国がアジア侵略を遂行するさい、その基本理念を提供する媒体だった天皇制の問題を放逐したまま、天皇家に「日本文化の理念みたいなものを表現することを期待してい」いのか、という疑問を出しておく。現行憲法における天皇の位置づけをもって、「ただの社会的象徴」と表現するのは誤導的であり、軽すぎる認識である。文化人類学者の考究なのだからといって、社会科学的な視点が軽視されていい事由はない。

ハ)「過去にはしばしば、天皇を利用しようとする人々が政争を起こした。天皇制をやめるのであれば、後戻りしなくてよいだけの民主主義に成熟したときに行うべきである」。

→天皇・天皇制は、天皇がわだけが利用されるだけの関係ではなかった。民主主義の成熟を待つて天皇制の廃止をおこなうという論理は、不可解である。敗戦直後、仮に天皇家が廃絶されたかたちで日本の民主化がおこなわれていれば、60年以上も経過した現在における「民主主義の成熟度合」が、どのような水準と内容になりえたかを想像することは有意義である。

最近の日本政治がみせている情勢は1930年代を彷彿させている。天皇家・天皇制をいま以上に特別化・聖域化しようとする動向も無視できない。天皇 - 天皇制が憲法上において公式に残存させられている状況のなかで、「民主主義の成熟度合」にその存廃の基準をおくかのような論調には疑問がある。現に「天皇 - 天皇制」があり、これが「日本の民主主義」に対して一定・特定の影響を発揮しているのに、両者を「従属変数」と「独立変数」であるかのように関連づける発想には、もとより問題が残る。

敗戦後の時点でもしも天皇制が一気に廃止され、その存在が解消させられた状態で日本

---

8) 横田耕一『憲法と天皇制』岩波書店、1990年、38頁。

9) 『朝日新聞』2006年9月9日朝刊、船曳健夫「〈私の視点〉天皇制 廃止論議に耐えられるか」。

が民主主義を出発させていたら、それから60年以上も経ったいま、民主主義のありかたがどのようになりえたかと問うてみる余地もある。天皇制が残置させられ、これが主権在民の上に覆いかぶさっていた。そのために、日本の民主主義の展開が抑制される面があったと理解するほうが、より妥当ではないか。

そもそも、「天皇制をやめ〔させ〕る」ための判断基準は、いったいどのような「民主主義の成熟度合」において求めることができるのか。この点に関する議論を新聞紙上でただちに求めるのは無理であり、具体的に定義することも口でいうほど簡単ではない。さらに、民主主義が「絶対に後戻りしない段階」まで成熟することが、ありうるのか。成熟した民主主義でも後戻りすることがあり、一進一退、ジグザグが生じても当然ではないか。よくいわれるように民主主義が民主主義であるかぎり、これを否定する「特定の主義」を完全に排除できない。ドイツにおけるナチスの台頭は、その好例、実証であった。

二)「天皇制をやめることに伴う様々な問題に、我々はまだ耐えられないのが現実だ」。

「それが何十年、何百年先かはわからないが、天皇を使わないですむ民主主義への変化を誘導することにつながるのではないか」。

→「天皇制廃止に」「我々はまだ耐えられない」という見解は、天皇制の議論をおだやかに進展させ、周囲に反発を与えないための配慮にも感じられる。だが、このように「何十年、何百年先かはわからない」などと悠長なことをいっていたら、日本における天皇制の問題は未来永劫、解決不可能になるのではないか。

NGO「地球の平和協議会(PCOG)」の会長松岡竹童はホームページ上で、「日本に於ける君主制温存の弊害」を、つぎの5点にまとめている<sup>10)</sup>。

1. 人は生まれながらにして、その身分には上下があることを肯定することとなり、民主主義の理念に反することになり、人権差別の元凶となる。
2. 天皇制を温存していると、天皇は権力者の傀儡として利用されて、思想統一の道具とされる。
3. 特定宗教である神道の祭主である天皇が、日本国の象徴であり国民統合の象徴とされるのは、日本国憲法が定める政教分離の原則に反する。
4. 宮内庁関係予算、毎年約190億円は、税金の無駄使いである。
5. 21世紀に於ける天皇制は、天皇・皇族の人権(自由権)の侵害を醸成する。

日本社会の現状では通常、この程度の理解を大手新聞紙上で直截にしめすと、当該者に精神的脅迫や物理的暴力が実際に起きている。事態は深刻である。民主主義と天皇制の関連性にかかわる議論の展開において、後者に関する禁忌や聖域視があるとすれば、民主的で公正、客観的な討究が保障されるわけがない。

本稿は、前項 1. 2. 3. を集中的に検討している。4. は率直な皇室廃止論の根拠である。ひとまず天皇家は京都御所に戻ってもらい、ここを拠点に生活するとしたばあい、一族の生活を保証・存続させたい篤志は、日本全国にいくらでもいるのではないか。190億円程

---

10) 引用は、2006年9月9日受信の『メール・マガジン“PCOG EXPRESS NOTICE Synchronous Multiple Mails” 提言15』より。[http://www12.bb-west.ne.jp/matuoka/teigen\\_j.htm#%92%F1%8C%BE15](http://www12.bb-west.ne.jp/matuoka/teigen_j.htm#%92%F1%8C%BE15)〔提言15〕に同文。

度の彼ら一族の予算額を全国から献金させて集めるのは、簡単ではないのか。この金子を「日本文化の理念みたいなもの」を維持するための費用と思えば安いものである。天皇制の存続問題として以上に、天皇家の一族も日本国に生きる人たちとして、基本的人権をまともに保障されねばならない。

いまさらここで、船曳健夫の見解＝「方法論」、松岡竹童の提唱＝「本質論」というふうに分けて関係づけておく特別の理由はない。とくに、船曳が天皇制の考察でしめした「方法」限定の議論は、「本質論」の基盤を軟弱化させ、曖昧にしている。天皇制の存廃問題に関する議論、それも廃止論を提唱したときに生じる特定の反発を恐れてなのか、問題の本質を方法論的にぼやかす接近「方法」に基本的な疑問がある。

本項の最後に、坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス－昭和期の天皇行幸の変遷－』（山川出版社、1989年）における、つぎの意見を参照しておきたい。

はたして明仁天皇は日本国憲法を引照基準（frame of reference）としてその象徴天皇制へのパフォーマンスを展開し、いわば象徴天皇制を「成人」させ大人の諒解世界に安定した位置を確保しうるかどうか着目されよう<sup>11)</sup>。

坂本の同書は、敗戦直後、日本がまだ「戦中体制にあった」1945〔昭和20〕年11月20日、臨時大招魂式を執りおこなうために靖国神社に参拝した裕仁天皇が、「戦後体制になっていた」1946〔昭和21〕年10月24日には、天皇家の神話において重要な位置を占める熱田神宮に参拝し、さらに、1947〔昭和22〕年10月下旬～12月中旬の中国地方巡幸のさいには、「出雲大社」に立ちより参拝していた事実を指摘している<sup>12)</sup>。

昭和天皇は敗戦翌年の元旦（1946〔昭和21〕年1月1日）、「現人神」だった自身の神格性を否定するための「人間宣言」をおこなわされた。この趣旨を徹底させて、こんどは人間天皇として国民からの尊崇を回復させるための全国行脚が、つぎのような日本全国「巡幸」の日程であった。

1946〔昭和21〕年、2月・3月・6月・10月・11月……神奈川県、東京都、群馬県、埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、岐阜県、茨城県。

1947〔昭和22〕年、6月・8月・9月・10月・11月・12月……京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県、山梨県、福井県、石川県、富山県、岐阜高山、鳥取県、島根県、山口県、広島県、岡山県。

1948〔昭和23〕年は、中断。

1949〔昭和24〕年5月・6月……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、大分県。

1950〔昭和25〕年3月……香川県、愛媛県、高知県、徳島県、兵庫県淡路島。

1951〔昭和26〕年11月……京都府、滋賀県、奈良県、三重県。

1952〔昭和27〕年は、中断。

---

11) 坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス－昭和期の天皇行幸の変遷－』山川出版社、1989年、〔あとがき〕409頁。

12) 同書、319頁。



1953〔昭和28〕年は、中断。

1954〔昭和29〕年8月……北海道<sup>13)</sup>。

現在の天皇「明仁」(1933〔昭和8〕年12月23日生まれ、満75歳)は、以上のごとき「天皇家」の歴史的な遺産を父裕仁天皇から継承したうえで、皇族としての公務をこなす生活をしてきている。明仁天皇がそうした自家の履歴の重みをいかに受けとめているかは、当人に尋ねるほかないけれども、並々ならぬものと推察される。

昭和天皇はその生存中、自分の手でアメリカに渡した沖縄地域を訪問することができなかった。だが、その息子明仁夫婦は、2003〔平成15〕年までに47都道府県のすべてを訪問している。

1975〔昭和50〕年7月20日～1976〔昭和51〕年1月18日、「海—その望ましい未来」をテーマに開催されていた沖縄国際海洋博覧会を、1975年7月17日に訪問した明仁皇太子夫妻は、沖縄県糸満市の「ひめゆりの塔」に献花するために訪問したさい、左翼系の過激派から火炎瓶を投げつけられる事件に遭遇した。そのまえに、糸満市内の白銀堂病院前では、皇太子夫妻の車をめがけて角材などが投げつけられる事件もあった。

さらに、1993〔平成5〕年4月23日、平成天皇となった明仁夫婦は、全国植樹祭出席のため「天皇としてはじめて」沖縄県を訪問している。

以上のように、昭和天皇から平成天皇に継承されたかたちで実行されてきた「巡啓 - 巡幸」の公務的な行為をとおして、われわれは、いかに彼ら、そして国家の意図なり目標なりを汲みとればよいのか？

#### b) 「日米安保条約下の靖国神社」

戦前の国家総動員法を想起させるような有事関連7法が、2004年6月14日に可決、成立していた。以下の名称をもつ法律である

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (国民保護法)」

「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (米軍行動円滑化法)」

「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (特定公共施設利用法)」

「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律 (国際人道法違反処罰法)」

「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 (外国軍用品海上輸送規制法)」

「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 (捕虜取扱法)」

「自衛隊法の一部を改正する法律 (改正自衛隊法)」

かつて、鬼畜米英だとかジャップだとか蔑称しあっていた日本とアメリカがいまでは、集団的自衛権を相互に発動できる密接な相手・同盟国となった。もっとも、基本的には日本の自衛隊3軍がアメリカの隷下に属している、とっていいような日米の軍事的な同盟関係である。

在日米軍基地に対する日本政府の気前のいい「思いやり予算」も、毎年度継続されてい

---

13) 同書、147-150頁。

る。2006年度予算「思いやり予算」は、2,326億円を計上している。1978～2006年度〔29年間〕における「思いやり予算」累計金額は、契約ベースで5兆269億円にものぼっている。

現行にいたるまでの日米同盟関係の構築に関してはとりわけ、敗戦後に昭和天皇が果たした顕著な貢献〔「沖縄メッセージ」〕があった。

日本国土の1%にも満たない沖縄県が、在日米軍基地の全面積のうち7割もの土地を集团的に提供している。オキナワは、いまもなお、裕仁天皇自身が敗戦後に画策した個人的な延命工作の犠牲になっている地域である。アメリカ軍による沖縄の軍事占領、すなわち「25年から50年、あるいはそれ以上にわたる長期の貸与という虚構」は、虚構どころか現実そのものとして50年以上が経過してきた。沖縄県におけるこの米日関係は、いったいあと何十年つづくのか。

いまから42年もまえに公刊された著作、渡辺洋三『日本における民主主義の状態』（岩波書店、1967年）は、こうっていた。

安保条約のもとでの米軍の援助をうけた軍事力の増強が、力の均衡の法則によって平和と民主主義を維持しているという立場と、安保条約のもとでの対米従属下の日本軍国主義の復活こそが平和への最大の脅威であり、これをのぞくことが平和と民主主義を保障するという立場とが対立する。そしてこの評価の対立は、平和と民主主義をかかげる現行憲法の原理的理解についての、したがってまたその憲法の過去・現在・未来につながるあり方についての基本的対立を前提としている<sup>14)</sup>。

社会主義を構える国家体制がほとんど崩壊した現在、反テロ主義を錦の御旗にかかげて世界政治を牛耳ろうとするアメリカ的新帝国主義の覇権的体質は、日米安全保障条約体制の質的転換を達成させつつある。21世紀における「対米従属下の日本軍国主義の復活」は、確実な動向である。21世紀に入ったところ識者のあいだでは、日本という国はもはや「戦前体制から戦中体制にすすんだ」と譬えられるほど、国家体質を変化させてきている。

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所（SIPRI）が2006年6月12日に発表した2005年度の主要国軍事費は、世界軍事費が1兆1,180億ドル〔約127兆4,500億円〕（前年3.4%増、世界GDP2.5%に当たる）と推計している。貨幣価値換算の問題もあるが、2005年度のその世界軍事費1兆1,180億ドルのうち、断トツの軍事費を編んだアメリカが5,070.8億ドル、以下順にイギリス576.2億ドル、フランス541.4億ドル、日本453.2億ドル、中国443.0億ドル、ドイツ357.7億ドル、イタリア319.8億ドル、ロシア288.1億ドルとつづいている。

日本の2006年度一般会計予算案総額は79兆6,860億円、2005年度当初予算比で3.0%減、一般歳出は46兆3,660億円、同じく1.9%減である。そのうち「防衛費」は4兆8,139億円であり、社会保障費を除く一般歳出中の項目での軍事費のマイナス率は、抑制・圧縮型の予算が強調されていたなかできわだって低く、0.9%減に過ぎない。ちなみに、文教・科学振興費は前年度比8.8%減である。

以上は、防衛庁管轄「防衛費」に計上された予算だけの話であり、別枠あつかいである

---

14) 渡辺洋三『日本における民主主義の状態』岩波書店、1967年、5-6頁。

「隠された軍事費」も「防衛費」にくわえれば、前年度比を上まわる総額になる。まず、内閣官房予算に含まれている「情報収集衛星（軍事偵察衛星）関連経費」612億円、ならびに「危機管理体制充実強化経費」16億円は、本来軍事予算の費目である。さらに、2005年度に別枠計上された米軍再編調整関連費1,000億円の1年平均分200億円もある。これらを足すと2006年度軍事費は4兆8,967億円になる。2005年度防衛予算の総額は4兆8,564億円だったから、日本の軍事費は着実に増大している<sup>15)</sup>。

『朝日新聞』2006年10月21日朝刊は、「侵略は認めず」「基本は変えず」だが、「靖国神社展示 見直しへ」「日米開戦の記述、一部削除 遊就館」という見出しの記事を報じている。この記事は、『日本経済新聞』2006年7月20日第1面トップ記事となった「A級戦犯靖国合祀 昭和天皇が不快感—元宮内庁長官88年、発言をメモ—参拝中止『それが私の心だ』」という報道をきっかけに、「九段の地」に注がれる視線がきびしくなった四囲の情勢を意識し、靖国神社が微妙な軌道修正を図ったことに言及している。

靖国神社の南部利昭宮司は、2006年10月18午前にあった秋季例大祭のあいさつで、同年7月にみつかったA級戦犯合祀に不快感をしめした昭和天皇の発言メモについて、「信憑性の確立しない中、一方的に昭和天皇のお言葉として断定し政治利用する意図的な報道で残念」と述べている<sup>16)</sup>。しかし、専門家による議論や検討は、宮内庁長官の残した「富田メモ」の信憑性を確実なものとして評定している。

すでになんとか引照におよんだ論者保阪正康は、最近日本における「無機質なファシズムを憂う」立場を語っている。保阪は、過去6回なされた小泉首相の靖国神社参拝に反対し、こう主張する。

靖国には遊就館の説明をみてもわかるとおり、旧体制の歴史観がそのまま温存されている。昭和初年代からの超国家主義思想が極端なまでに露出しているところに問題がある。首相の参拝はそうした歴史観を追認することになる。市井の庶民に、慰霊や追悼の名のもとに、政治思想が鼓吹されている、という現状ではないか。

昭和史を検証していると、昭和10年代の日本は極端に均衡を欠いたファシズム体制だった。この体制は「教育の国家体制」「情報発信の一元化」「弾圧立法の徹底」「暴力装置の発動」という4つの枠組で国民を縛りつけ、誰もがみずからの意見は口にできなくなった。

いまの時代をそうだとはいわないが、小泉首相の靖国参拝の表面的な情報のみの発信は、その報道の一元化につながっていないか。

小泉首相が6回めに靖国を参拝した2006年のその8月15日、自由民主党衆議院議員（山形県第3選挙区選出・当選12回）加藤紘一の山形県にある実家と事務所が、右翼団体構成員による政治テロによって全焼する事件が発生した。小泉首相の靖国参拝に反対する加藤への嫌がらせとみられるが、これこそ自由な言論を封殺する「暴力装置の発動」である。この事件に対する社会の怒りは少ないように思える。言論に対する暴力がやがて社会を歪めたとは、昭和史の史実が教えている。無機質なファシズム体制が2006年8月15日に宿ってい

---

15) <http://www.jca.apc.org/stopUSwar/Japanmilitarism/jbudget2006.htm> 2006年8月30日  
検索。

16) 『朝日新聞』2006年10月18日夕刊。

たとはいわれたくない。

「私〔保阪正康〕はひたすらそう叫びたいのである」<sup>17)</sup>。

右翼テロの起こしたその放火事件で実家全焼という被害をうけた加藤紘一は、「加藤紘一オフィシャルサイト」というホームページで、その事件に対する所感を、つぎのように語っている。

今、我々が立っている社会の土台が、もしかしたら0.8度くらい、ちょっと下り坂へと傾き始めているのかもしれませんが。ほんの少しですから、誰も気づきませんが。戦前、日本社会は少し下り坂に向かっていました。それを誰も気づかないまま、精一杯対応しているうちに、だんだん加速して行ってしまった。スピードが出てしまえば、誰もそれを止められません。ひとつ方向にわーっと皆が動くから、それと逆のことを言う人間が自由にものを言えなくなる。自由な意見、活発な発信ができなくなった社会のなかで、過去の日本は大きな間違いを犯していったのです。

今の状態が、戦前と酷似しているというつもりはありません。しかし怖い、というよりは不健康な現象だと思います。自由を手に入れ、価値観が多様化し、選択肢も増え、競争社会になった、そんな“個人の時代”のなかで、抛るべきものがないからこそ、微風にでも流されてしまう。そんな風景が見えた気がしました<sup>18)</sup>。

2006年の現段階における状況は、戦前〔戦時期〕体制とまったく同じではない。けれども、現象的にはよく似た悪い出来事が頻発するようになり、自由が横溢する時代のなかにその芽を吹き出しはじめているファシズム的傾向は、第1次大戦後のワイマール憲法下に発生してきた国家社会主義政権を、民主主義に則ってこそ樹立させえた、ナチス・ヒトラーを想起させるに十分な材料を提供している。1930年代と時代が似かよっていると指摘されるゆえんもある。

「平和憲法」をもつ日本国だがまちがいなく、先述のような21世紀型の「対米従属式の日本軍国主義の復活」を復活させつつある。2004年6月14日には、戦前の戦前の国家総動員法に匹敵する有事関連7法が成立していた。

いまから20年以上もまえに、憲法学者小林直樹は「有事法制」の危険と反憲法的性格を、つぎの4点にまとめていた。

第1に、有事立法体系は、立憲民主制を根本的に変化させる虞れがおおきい。

第2に、有事立法の整備は、憲法の平和主義を決定的に空洞化し、軍国化への傾向を強める。

第3に、有事立法体系は、人権および国民生活に対する現実的脅威である。

第4に、これまでの内外の経験に照らせば、有事立法には乱用・誤用の可能性が少なくない。

結局、有事立法は権力者や支配層につねに有利に用いられる性格をもち、したがって、国民的抑制ぬきに発動されるばあいの危険が大きい。しかも、その発動時には、政府を中

---

17) 『朝日新聞』2006年8月26日朝刊、保阪正康「無機質なファシズムを憂う」。〔 〕内補足は筆者。

18) <http://www.katokoichi.org/> 2006年8月27日検索。

心とする形式上の文民統制が、ほとんど機能しえない。有事法体系がもつ危険はきわめて大きく、自由な民主体制を守るという目的に逆行する制度といわねばならない。そのような制度が善意の指導者によって発動されたばあいでも、国や国民を非常事態から救うという目的をはたすことは少なく、副作用や逆効果のほうが多いのである<sup>19)</sup>。

2006年9月以降、次期総理大臣の座を獲得することが確実視されていた安倍晋三は、「自衛隊派遣に『恒久法がいる』」と意気軒昂に語っていた。憲法「改正」も当然だと口にしてきた。すでに「有事法制」は法律として存在する。この国日本はすでに、いわゆる「普通に戦争をできる国」になっている。

現在における日本の軍事体制面の整備は、安倍も言及するように「日米〔従属の〕関係」にとっての「安全保障上、極めて重要」な条件であって、両国間で「さらに双務性を高める努力をしていかなければならない」<sup>20)</sup>課題とされている。その軍事的な目標は、戦前 - 戦中期における日本の全体主義的な軍国主義体制とは決定的に異なっている。

今後、日米安保体制のなかで日本の自衛隊が、集団的自衛権を本格的に発動させ軍事行動を展開することになれば、いままで自衛隊は、事故死を除けば戦争・戦闘の場面で戦死者など出したことのない軍隊であった。だが、これからはその戦死者の発生に備えて追悼・供養・慰霊などをおこなうための施設の設置が、あらためて要求されることになる。

安倍晋三は改憲の立場に立ち、教育基本法「改正」を主張し、集団的自衛権の行使をただちに認めようとする政治家である。そして、最近における東アジア近隣諸国による批判に対しては、靖国参拝を「外交問題にするのは、よこしまである」という反発を、率直に披露してもいる<sup>21)</sup>。しかし、安倍が必ずしもよく考えぬいて放ったのではない「邪」発言は、「外交問題である靖国問題」の本質的理解に疎い、稚拙な政治家である点を示唆している。

安倍はさらに、「戦争の歴史的な評価や原因については歴史家に任せるべきではないか」と、答えてもいた。彼の政治活動歴をみるかぎり、政治家として披露するに値するほど「歴史認識」の中身があるとは思えない。ただ、「自虐史観を批判する議員集団」の1人として活動してきた心情的反発があって、「自国の外交問題：靖国参拝」に寄せられた他国の批判を「よこしま」と決めつけるほかなかった。もっとも、政治家のなすべき外交的な応答としてのそれは、感情的に過ぎる表現であった。

『朝日新聞』2006年9月8日「社説」は、「村山〔富市元首相〕談話を葬るな」と題して、安倍晋三に向かいこう述べている。「あの戦争、とりわけ中国や東南アジアでの戦争が『侵略』だったことは多くの歴史家を含めて、一般の常識ではないのか。中曽根〔康弘元〕首相以降、侵略を認めなかった首相はいない」<sup>22)</sup>。

山口二郎（北海道大学法学部教授）は、安倍の戦後認識を問い、こう批判する。「戦後の民

---

19) 小林直樹『憲法第九条』岩波書店、1982年、176-180頁。

20) 『朝日新聞』2006年8月26日朝刊。〔 〕内補足は筆者。

21) 『朝日新聞』2006年9月5日朝刊。関連して、同年9月7・8・9日の新聞報道参照。

22) 『朝日新聞』2006年9月8日朝刊「〔社説〕安倍発言 村山談話を葬るな」。〔 〕内補足は筆者。

民主主義は敗戦によってもたらされたことをどう考えるのか。安倍氏の言う『戦後レジームからの脱却』と、民主主義の擁護は矛盾する。民主主義という価値は歴史認識と不可分であり、それは靖国参拝問題と直結する。安倍氏はこの問題から逃げてはならない<sup>23)</sup>。

もっとも、現段階〔2006年9月〕における安倍晋三に対して、「政治家としての歴史認識」を求めることは無理である。なぜならば、安倍のばあい、「たとえば彼にとっての『国防』は、現実の軍事的脅威に対応した備えとしてではなく、なにより『美しい』国家の『誇り』として持たねばならない『心のよりどころ』みたいに見える」「いかにも情緒的で、『文化』的で、3代目的で、私は怖いわけだ<sup>24)</sup>と批評されるように、あくまで「感性的な認識段階」に終始するものしか有していないからである。

ただし、世襲3代目の政治家安倍晋三にまったく政治理念がないというわけではない。実は、きわめて素朴で感性的な認識でありながらも、祖父岸 信介より伝承された「国家主義」的志向性が安倍の心中にはある。たとえ、日本の歴代首相が東アジア近隣諸国に対して認めてきた「戦争責任問題」であっても、これを彼は排除したい気持が強い。彼の正直な気持では、「戦責問題は問題外である」「日本は東アジア諸国に対してなにも悪いことはしていなかった」といいたいのである。

それでは、日本人 - 日本民族にとって「自虐史観」ではない「他虐史観」というものに、なにか具体像としてありうるのか。過去における日本帝国のアジア「侵略」を認める歴史観が「自虐史観」であり、単純に言えば、その侵略史観を否定・逆転させた立場が「他虐史観」である。かといって、安倍晋三が19～20世紀東アジア史に関する「独自の歴史観」をもちあわせておらず、ましてや、21世紀にふさわしい歴史を創造的に模索できているわけでもない。

安倍はだから、「戦争の歴史的な評価や原因については歴史家に任せるべきではないか」といわざるをえない。過去、日本の政治家たちが実際には、みずから「歴史を創ってきた現実」がある。彼も自分が首相になったら「どのように歴史をこれから創っていくか」を、「自虐史観」ではない「他虐史観」の立場より考えているはずである。「歴史家に歴史の評価を任せる」という発言は、歴代の首相もすでに使いまわしてきており、陳腐なものである。結局、安倍のそうした態度は、基本において遁辞、責任回避である。政治家としての本音を隠し、問題の核心をぼかそうとしている。

一国の首相になる前段階で早くも、「歴史家に歴史の評価を任せる」というたぐいの発言をすることは、老成しきった政治家ならともかく、このさき長期間活躍を期待されている政治家には許されないものである。

### c) 「靖国神社宗教・非宗教論」

戦没者慰霊用の宗教的施設として靖国神社が「国家の指定・援助・守護」を正式に受けることを願う「圧力団体」の意向は、過去になんども靖国神社国営法案が国会に提案され

---

23) 『朝日新聞』2006年9月9日朝刊、山口二郎「〈私の視点〉安倍氏は歴史認識を語れ」。

24) 『朝日新聞』2006年9月9日朝刊、小田嶋隆（コラムニスト）「〈私の視点〉透明な罵り合いが見たい」。

てきた経過からも理解できる。しかし、靖国神社の「英霊：祭神」を祭祀する大権者は、明治以降の歴代天皇であり、「生き神様」だったけれども、実は「人間」そのものであった。そこでは、「政教分離」の原則に無縁とみなされる宗教施設の靖国神社が、「戦争を督励するための物的機構」として存在してきた。

「天皇陛下のために死ぬ」という価値観は、戦前 - 戦中に生きた帝国臣民、それも戦地に出むかねばならなくなった日本の若者に対して、徹底的に叩きこまれていた。松浦 玲『君臣の義を廃して』（辺境社、2002年）は、その「天皇陛下のために死ぬ」という観念を、こう批判する。

靖国神社は神である天皇が、天皇のために忠節を尽くして死んだ霊を神に祀るための施設であった。最高神の直系の子孫で自身も神である天皇が、忠死した臣下の霊を神に祀ってきた。靖国神社は敗戦後も、そのような解釈にしたがって合祀をつづけてきた。しかし、あの戦争の時代、自国民の戦死・戦病死は無駄死〔犬死・巻添死〕が多かっただけでなく、これらの死は侵略死を含むという深刻な問題も抱えていた。

「天皇陛下のために死ぬ」という価値観を宗教精神的に具現させ、拡大再生産させるための靖国神社は、戦後に獲得した国民主権と正反対の存在である。それでも靖国神社当局は、多数の庶民を一举に神に祀ることは、最高神の分身である天皇にしかできない、と回答している<sup>25)</sup>。

靖国神社に招魂され合祀された“英霊”に、天皇が“親拝”することは必須だったのである。戦前、生ける神、「現御神」であつた天皇は「臣民」に対して会釈こそすれ、頭を垂れることはなかった。その唯一の例外が、国家・天皇の名のもとに命を散らした“英霊”たちであった。靖国において天皇は鎮魂の祈りを捧げ、そのことが靖国を特別な場所たらしめていたのである<sup>26)</sup>。

2006年9月時点での話である。老人福祉施設をまわり、認知症の高齢者の記憶を呼びさます仕事をしている福祉ワーカーは、60年以上も昔になったあの戦争に関する高齢者たちの記憶を、こう紹介している。

「兄をレイテで亡くしたの」。

「私の兄は硫黄島で死んだ」。

「一番上の兄、二番目の兄、そして弟も戦死したの」（両手で頭を抱えた老婦人の話）。

「みんなお国のために死んだのよ」の声。

「悲しくつらい思いと淡々と語る姿が重く、切ない。……家族の顔や名前すらおぼつかない彼らの心の奥底に、戦争の記憶は今も生きている。彼らにとって戦争はまだ終わっていない」<sup>27)</sup>。

いうまでもなく、「お国のため」とは「天皇陛下のため」であった。裕仁天皇は日本帝

---

25) 松浦 玲『君臣の義を廃して—続々 日本人にとって天皇とは何であったか—』辺境社、2002年、43-44頁参照。

26) 中村直文、NHK取材班『靖国—知られざる占領下の攻防—』NHK出版、2007年、144頁。

27) 『朝日新聞』2006年9月4日朝刊「声」欄。

国陸海軍を統帥する大元帥であったから、戦場に立ち最前線に身をさらすことなどなかった。戦前においては皇族でもまれに戦病死した者もいたが、それからは戦地に配属させることを避けるようになった。

仮に、庶民が「お国のため」に役立ったが、不幸にも戦死したとしよう。日清戦争を回顧すれば、まさしくその好例が想定できる。しかし、日露戦争は戦勝したが、えるものが少なく、庶民の暴動が起きた。第1次世界大戦は、日本帝国の参加・犠牲が最小限に抑えられ、漁夫の利をえた戦争となった。シベリア出兵は、多くの戦死・戦病死者を出したが、なにもえるところがなかった。「満州事変」は、日本経済を準戦時体制に移行させた。日中戦争・大東亜戦争、いいかえればアジア・太平洋戦争のなかで命を落とした230万人もの兵士たちは、本当に「お国のため」になっていたのか？ 彼らは、靖国神社に「英霊として合祀され祭神となった」としても、いったい「誰に対して」、いかほどの「意味：御利益」があったというのか？ 国家が遺族に支給する軍人恩給がそれに相当するのか？ 戦争で死んだのは「兄たち」だけではなかった。日本本土が空襲を受け、広島・長崎には原爆を落とされ、殺された一般庶民も多くいる。こちらの人びとは「殺され損」といってよく、国家はほとんど補償してくれていない。

「戦争をする」「お国のため」、すなわち「天皇陛下のため」というのは、歴史的にみて、どのような意味をもっていたのか？ 日本帝国がずっと栄えることができたら、一般庶民も豊かになっていたはずだが、そのための侵略戦争に兵士として駆りだされ戦死・戦病死してしまったら、それこそ「死んで花実が咲くものか」、「命あつての物種」ではなかったのか？ 国家の繁栄のためであれば、個々人の生命の犠牲もやむをえない、といいきってよいのか？

この国は1945年8月15日、「国家≠個人」であり「国家の繁栄≠人間の幸福」という結末を出した。それでは、いったい誰が、なんのために戦争をしてきたのか？ それまでは「国家＝天皇家の<sup>いやさか</sup>弥栄」が「個人＝国民・臣民の幸福」になっていたのか？ 国家は、国民を幸せにするために存在する。だから、国民も国家のために協力・奉仕する。しかし、戦争を起こしてきた国家がなぜ、国民を幸せにできなかったのか。

天皇家の人びとは、靖国神社そのものが歴史の事実のなかで担ってきた、過去におけるアジア侵略路線のための「帝国主義的な慰霊の信仰形態＝臣民の戦没者およびその遺族に対する慰撫・激励様式」を、敗戦後もけっして否定することがなかった。A級戦犯の責任問題のからみもあって、裕仁天皇は1975年以降、靖国参拝を中止させた。いずれにせよ、明治以降そこに英霊として合祀されてきた250万にも近い民草「臣民の魂」を慰霊する代表者は、まさしく皇室関係の「人間である天皇」が祭祀大権者として務めるほかに、余人をもってはとうてい替えがたいものと考えられてきた。

ドナルド・キーン編『昨日の戦地から－米軍日本語将校が見た終戦直後のアジア－』（中央公論新社、2006年）は、同書の解説者に「ほぼ千六百年ほどのこの国の歴史において、他



国により滅ぼされたのは、1945（昭和20）年、ただ一度きりである」<sup>28)</sup>と断わらせておきながら、本文中にはつぎのような記述を収めている。

だいたい天皇には、自分がどれほどの敬意を集めているか、また、自らが国民にどれほどの犠牲を求め得るか、さらにこれほど戦争をくぐってきた国民に対して、責任をもって、どうすべきなのかということについての認識が決定的に欠如している。その上、あのような育ちのせいで、自分が本気で何かを成し遂げたいと思い、それを主張するなら、異論を唱える日本人がいるはずもないということがわかっていない。結局、これは完全に教育をやり直す必要があるのだろう<sup>29)</sup>。

敗戦後における日本占領政策にさいして、連合軍最高司令官総司令部（GHQ／SCAP）は、「米国が天皇制を保持し、日本本土の領土を安堵すれば、日本人は武器を置くのか。意外なことに、高い比率で日本兵はこれを肯定した。日本人もひたすら死にたいわけではないのだ」<sup>30)</sup>という、旧帝国日本兵の「捕虜意識調査結果」を考慮することにし、総司令官マッカーサーは裕仁天皇の延命策を選択した。昭和の天皇はその結果、敗戦という契機をうまくやり過ごすことができても、「国民に対して、責任をもって、どうすべきなのか」「認識が決定的に欠如している」ままに、その人生をまっとうしたのである。

敗戦後ともかく、靖国神社はひとつの宗教法人になった。それゆえ、敗戦後において戦没者をそこで慰霊するという宗教行事は、日本「国民統合の象徴」となった天皇の「臨幸」を俟ち、そして彼に祭司の役目を果たしてもらうかたちでの儀式を執りおこなってきた。しかし、日本国憲法における天皇条項の存在規定に照らしていえば、くわえて「政教分離」の観点からみても、民主主義体制を政治理念に構える国家体制のなかで天皇が、一宗教法人である靖国神社にいて「祭司の役目」を果たすという行為は、なすべきものではなくなっていたはずである。それでも敗戦後、靖国参拝を天皇家の人びとが継続的におこないえたのは、GHQ総司令官マッカーサーが指揮してきた占領政策にかかわる「妥協的な一産物」であったからである。

結局、靖国神社や護国神社が、「日本国民統合の象徴」である天皇家との宗教的關係から国教的な色合いが濃厚に出している現実には、誰にも否定できない。カトリックの司教やプロテスタントの牧師が礼拝堂でミサをおこなったりぼつかい牧会をしたりする行為と、天皇が靖国神社に参拝にいて祭司者になってその大権を発揮させる行為とでは、天と地ほどの差がある。

現在日本の国家形態は、敗戦を契機にひとまず形骸化された立憲君主制と、同時に導入された民主主義共和制とを、折衷・妥協させた実体にみいだせる。それは、神道の祭主である天皇〔私家〕を、「日本国〔国家体制〕の象徴：日本国民統合の象徴である」とした憲法の規定そのものにおいて基本的に、「政教分離の原則」に違背するという重大な矛盾

---

28) ドナルド・キーン編、松宮史朗訳『昨日の戦地から－米軍日本語将校が見た終戦直後のアジア－』中央公論新社、2006年、五百旗頭 真「解説 廃墟から再出発する日本人の記録」45頁。

29) 同書、〔オーティス・ケリー〕442頁。

30) 同書、五百旗頭「解説」460頁

を抱えこんできた。

天皇の行為は現状において、「憲法上の国事行為」、「象徴としての地位を反映しての公的な行為」、「まったく純然たる私的な行為」という3種類に分説できるとした見解は<sup>31)</sup>、日本国憲法においてそれらが三つ巴的に入りこんだ「天皇の地位」の実情をあえて整理したものであり、その境目に明瞭な線を簡単に引けるわけがない。天皇〔家という私家〕が日本国という国家体制を象徴するという「定義」づけは、いくつかの無理難題を封鎖したうえでのものであった。主権在民の民主制政治にもとづく「公の国家」に対して、「私的な天の王」が「冠：君主」となってかぶさっている。それは、敗戦時にその不自然さを承知で制定された日本国憲法の根源的な矛盾であった。

だから、憲法「改正」の眼目は、「政教分離の思想」と矛盾する「憲法（第1条～第8条）の削除」と「憲法9条の補整」に置かれるべきであるとする意見もある。「憲法（第1条～第8条）の削除」とは、天皇制の廃止を意味する。

問題の核心は、古くて新しい問題の「靖国神社宗教・非宗教論」にある。国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』（調査資料76－2，昭和51年5月）の議論に聞こう<sup>32)</sup>。

明治初年以來、日本政府は神社神道は宗教ではなく、国家の祭祀であるとの立場を一貫して採りつづけた。仏教・キリスト教・教派神道は文部省が所管し、神社神道のみは内務省神社局〔のちの神祇院〕の、また靖国神社は陸海軍省の所管とし、1939〔昭和14〕年に制定された宗教団体法でも神社はその適用対象からも除外された。なかでも、官幣・国幣神社については、その経費を人件費も含め、国費の供進金でまかない、国家神道としての保護を与えていた。

ところが、日本の敗戦により国家神道はその特権的地位と経済的支柱をとりはらわれ、ふつうの民間宗教法人として再出発した。その全国組織が財団法人・神社本庁であるが、靖国神社は単立の宗教法人として今日にいたっている。

◎「神社は宗教である」という意見。……現にすべての神社が宗教法人として設立されて30年〔60年以上〕も過ぎてきていること、またとくに靖国神社では、非業の死をとげた者の霊を神として祀り、その恨みを鎮めるための降神・昇神の儀とか、招魂・慰霊といった宗教的儀式をおこなうことから、これを宗教でないというのは詭弁であって、かつての天皇制国家主義への逆行であり郷愁であるとする考えかたによっている。

◎「神社は宗教ではない」、靖国神社も宗教施設ではないという意見。……神社神道には、ふつうの宗教にみられる教祖がなく、教典がなく、教義もなく、布教活動も

---

31) 最高法規としての憲法のあり方に関する小委員会編（衆憲資第13号，平成15年2月6日及び3月6日の参考資料）『象徴天皇制に関する基礎的資料』衆議院憲法調査会事務局，平成15年2月，15頁。ホームページ，[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/shuken013.pdf/\\$File/shuken013.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shuken013.pdf/$File/shuken013.pdf) より。2006年8月31日検索。

32) 以下は、国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』調査資料76－2，昭和51年5月，20-21頁参照。

信徒の教化育成もしない。さらに、靖国神社は一般の神社と異なり、伊勢神宮とともに本質的に日本においては国家的性格を備えたものであるから、これを宗教法人の枠に入れるのがそもそもまちがいであって、過酷な神道指令により余儀なく宗教法人になったに過ぎない。いわゆる宗教というものが民衆のなかから生まれてくるのに反し、靖国神社は政府が創建し軍が所轄していたことから宗教とはいえない。

筆者は「神道神社も靖国神社も宗教機関である」という見解であり、そうではないとする「後者の見解：非宗教説」を、詭弁の非論理的な凝集体と判断する。

宗教学的にみるに、神道も含めて仏教・キリスト教・イスラム教などの宗教は、その発展段階や、教祖（超越者）・教義・教典の存在・確立・整備、布教活動・信徒教化育成などの内容において、各種各様である。神道が「教祖がなく、教典がなく、教義もなく、布教活動も信徒の教化育成もしない」といいながらも、靖国神社や伊勢神宮に実在する物的な宗教施設そのものを舞台に、これを明治以来の国家観あるいは日本神話的な世界観を打ちたてる媒介どうぐに利用することによって、近代国民国家的な民族精神を形成させるという「宗教的な役割を發揮させてきた」。この歴史的な事実をカッコに入れてごまかすような「神社は宗教ではない」といいはった理屈は、完全にまやかしである。

国立歴史民俗博物館教授で日本史を専攻する井原今朝男は、「伊勢は国家総鎮守だといった考えは江戸時代の国学者たちがつくった虚フィクション説である」と論断している<sup>33)</sup>。

仏教・キリスト教・イスラム教における明確な教祖・教義・教典などに匹敵するものを、神道が独自に有しない事情、つまり宗教的な発展形態に差異〔絶対的な遅れ！〕がある点を逆手にとって、神社神道の「非宗教」の立場を「宗教的に強調する」という「奇妙な詭弁」こそ、問題である。

靖国神社は、日本帝国のための「国教的な祭礼の場」であり、「臣民に戦争精神を鼓舞・督励させ、戦場での死を納得・屈伏させる宗教施設」である。そこでは、祭祀大権者としての天皇が迎えられると同時に、この「生き神」様でもある人を「信仰の対象」に祭り上げるという「二重のしくみカラクリ」が、国家神道の宗教的狙いとして發揮されねばならない。日本帝国をうまく統治し、人心をよく収攬できるのは天皇以外にいない、という「国家宗教的な政治思想」が控えている。

角田三郎『かみ・ほとけ・ひと』（オリジン、1983年）は、「教祖がなく、教典がなく、教義もなく、布教活動も信徒の教化育成もしない」と強調する神道を、つぎのように根源的に批判している。

伝道 - 布教 - 教育は本来、相手も自分も基本的な自由をもち、信ずるも可・信ぜざるも可であるものが、相互の信仰 - 思想 - 良心をつくして、相手にその信じ思うところを伝達しようとするところに成立する。そこでは、相手に受容と拒否の2面の可能性があるゆえに、伝道も教育も真剣たらざるをえない。

ところが、靖国の神はまさに「祀られる神」の典型である。靖国神社や神社神道界が“天皇の公的参拝”を求めるのも、天皇が真に“現御神”として“天皇乃大命”を公的に祭

---

33) 『朝日新聞』2007年2月22日朝刊「神社分類」。

儀の場で宣<sup>の</sup>るときに、「祀られる神」が神となりうるからである。

そのような構造の祭儀を中心構造とする神社神道は、伝道や布教を必要としない。服属儀礼のなかに組みこんでいくのが祭儀の性格だから、祭儀への参加者は、神として「祀られる者」も、その「祀られる神」に倣って「益々忠節を抽んでよ」と命ぜられる者も、双方ともに、天皇の下位に組みこまれる。そこにはまさに、「祀られるのが嫌だなどという自由はありえない」のである。

すなわち、服属した者に伝道する必要はない。本来拒否の自由を奪っている者に対し、布教をする必要はない。それが、天皇を中心として「天皇制における俗権」と、現御神としての「祀る神」を中心とした「神社神道界における祭祀権」が結合した祭政一致の世界では、きわだった特色といえる。

結局、伝道 - 布教 - 教育という宗教的活動がそこにはないから宗教ではないのではなく、それをまったく必要としないほど、相手の拒否の自由を奪い、隷属せしめる天皇制とその国家神道が、靖国神社の宗教的実態なのである<sup>34)</sup>。

靖国神社に合祀された「A級戦犯の存在」は、東京裁判（極東国際軍事裁判）で天皇の代わりに絞首刑となった股肱 - 臣下が「祀られる神」となって、そこに共存する事態を意味した。しかし、彼らの霊は「相手の拒否の自由を奪い、隷属せしめる天皇制とその国家神道」にふさわしくない相手であった。というのは、A級戦犯の「英霊と祭神」化は、靖国にまつわる祭儀の理屈を、全面的に否定することも意味したからである。

「戦争神社」としての靖国神社である。日本帝国の敗北を、国際関係のなかで正式に認めた象徴であるA級戦犯を合祀したのでは、この神社が本来祈願しようとする「勝利のための祭儀」は、絶対的な論理矛盾の領野に追いこまざれざるをえない。靖国神社における祭儀は、「祀られる神」である「死者の英霊」に倣って「益々忠節を抽んでよ」と「命ぜられる者＝現世の生者」もともに、天皇の下位に組みこみながら執りおこなわれるものゆえ、日本帝国の敗北を背負って霊界に去ってくれたA級戦犯は、その靖国の宗教倫理的なしくみを根本より崩壊させる死者になっていた。

生きているものの価値基準で、死者を区別ないし差別する靖国の特異な神道理論は、あからさまな勝者の論理である。……戦争が終われば敵味方も、人間も動物も差別せずに追悼してきた、「怨親平等」の仏教的伝統になじんでいた当時〔戊辰戦争 1868年～1869年、西南戦争 1877年〕の人々の感情とは距離があった<sup>35)</sup>。

もちろん、日本帝国の敗戦を後始末してくれた東條英機らは、天皇への忠誠を誓っていたから、喜んで絞首台に上ったのかもしれない。けれども彼らは、靖国に英霊と迎えるのには似つかわしくない「死にかた」をした将官や政治家たちであった。

大日本国憲法〔明治憲法〕がまだこの国で実効だった1945〔昭和20〕年の11月20日、GHQ民間情報教育部長ダイク准将ら参観のもとに靖国神社は、昭和天皇以下、皇族、幣原首相と各閣僚、陸海軍部隊、遺族らを迎えて「臨時大招魂式」を執りおこなった。前日11月19日にまず、靖国神社が大東亜戦争中の未合祀全戦没者を急ぎ一括合祀する招魂式、20

---

34) 角田三郎『かみ・ほとけ・ひと』オリジン、1983年、396頁。

35) 大谷 正『兵士と軍夫の日清戦争』有志舎、2006年、32頁。〔 〕内補足は筆者。

日につづいて、裕仁天皇が臨時大招魂式を挙行した事由は、どこにあったのか。

1946〔昭和21〕年1月1日、昭和天皇は神格化を否定する詔書「人間宣言」を出した。敗戦後における昭和天皇の神道的心理は、戦争にいて死んだ無数の臣民、大東亜〔太平洋〕戦争だけで2,133,915名もの戦没者を出した。それもその戦争の末期に戦病死者や空襲、原爆の被災者が急激に増大した結果である。停戦の時期を失した軍部の責任、統帥権の最高責任者である裕仁天皇の立場には重大な問題が残されている。

敗戦後、大日本帝国の旧体制が残存している期限内に、それら無数・多数の「英霊」対象者を、いうなれば、現在、靖国に祀られているその大部分の英霊を合祀しておかねばならなかった責任は、昭和天皇の意識に保留されていて、非常に気がかりだったのである。もっとも、その責任の果たしかたは、裕仁天皇が堅く抱いてきた靖国信仰を集大成させる行為を意味したに過ぎない。すなわち、天皇に忠義を誓って戦場で命を落とした「英霊」を、最終的に「祭神」に祭り上げることができるのは、靖国で「祭祀大権」を行使できる彼以外には存在しない。その意味・関連でもなるべく早めに、靖国神社で敗戦後の臨時大招魂式を済ませておきたかったのである。

1945年11月3日に日本国憲法が公布された。しかし、靖国神社は宗教法人に衣替えしたものの、旧来の靖国精神たる「戦争神社」の本質を寸毫もかえることなく存続していた。1975〔昭和50〕年11月20日を最後とするが、裕仁天皇夫婦や皇太子〔現明仁天皇〕夫婦、孫〔現浩宮皇太子〕も含めて、なんども靖国参拝にいていた。戦後にも、戦前・戦中の靖国精神は連続していたのである。

しかし、1978年10月17日にA級戦犯が合祀されたあと、昭和天皇は靖国にいけなくなった。その理由は、当人がいちばんよくしるところである。いうなれば、靖国神社本来の「戦争に勝利するための宗教施設」の神道的な意義がいまや、論理構成的にも心情倫理的にも破綻したことを裕仁天皇がみずから得心した。彼は九段にはもういなくなった。

現実が〈聖なるイデオロギー〉と合致しないことが判然となる時、〈イデオロギー〉を絶対視してきた当局にとって、次の二者択一しかない。すなわち、理解できない現実をあくまで隠蔽するか、それとも目立たぬようにイデオロギーに修正、変更を加えるかである<sup>36)</sup>。

ここでさらに、角田三郎『かみ・ほとけ・ひと』に聞こう。

新嘗・大嘗の祭は、全く皇祖と天皇の間の関係の確立にのみ意味があり、他のことは、絶対者としてすでに確立された方に対する、事後の服属儀礼となる。また、このことは、世俗世界の秩序である天皇→氏上→氏→隷属民という階層的秩序を、そのまま、絶対的に承認することとなる。明治憲法が、より近代的な装いをもちつつ、天皇→皇族→貴族〔華族〕→平民〔→そして「部落民」〕を、侵すべからざる神聖な秩序として強制したことも、当然ここからうまれている<sup>37)</sup>。

1948〔昭和23〕年1月21日第2通常国家の開会式のさい、昭和天皇を出迎える予定だった松本治一郎（社会党）は、「人間が人間を拝むようなばかなことできんよ」といって、

---

36) 武並義和『イデオロギー支配と逆ユートピア』世界思想社、1975年、111頁。

37) 角田『かみ・ほとけ・ひと』433頁。〔 〕内補足は筆者。

拝謁を拒否した。「カニの横バイ事件」である。松本は、被差別部落出身であり、戦前の水平社運動の指導者である。戦後は、部落解放委員会やそれが発展した部落解放同盟の指導者としてその死亡時まで人間解放のために闘い、「貴族あれば賤民あり」と喝破した人物である<sup>38)</sup>。

昭和天皇の配偶者良子が、息子の明仁が結婚相手に選んだ資本家の娘、正田美智子に大反対し、結婚後も嫁いびりに執念を燃やした話は有名である。旧華族の階級である「公爵 - 侯爵 - 伯爵 - 子爵 - 男爵」のうちでも、「后妃・皇后」の身分になれる女性は、「摂家・清華家・大臣家」に相応する公爵と伯爵の階層に限定されていた<sup>39)</sup>。昭和天皇の配偶者は、戦前の身分制度の意識をもちつづけ、生涯捨てることができなかつた。

敗戦後、新憲法制定に向けて日本がアメリカと協議していく過程で、華族制度の廃止が確定的になった。それまで、宮中の根幹をなしてきた家柄・身分に拠る制度が、ついに終わりを告げるときがきた。昭和天皇はそれまで、時代錯誤な制度をつぎつぎと廃止してきた人物であったけれども、『芦田 均日記』第1巻（昭和21年3月5日）にも記述されているように、「皇室典範改正の発議権」の保留、および「華族廃止についても堂上華族だけは残す」ことを希望していた。結局、その改革の最後に立ちはだかつたのは、昭和天皇自身となった<sup>40)</sup>。

だが、いまや平成天皇の息子2人は「身分ちがい」の配偶者雅子と紀子を、自分自身で選んでいる。その娘清子の配偶者黒田慶樹は、全部で8家あつた旧華族の黒田家とは無関係だが、旧華族との系譜関係を有している。総じていえば、日本の皇室は現在の皇室典範に則していうなら、天皇位を継承する男性がわの婚姻関係では、民間・庶民〔昔風にいえば平民〕との血縁関係を、連続2代交えてきている。

敗戦を経て、皇族の身分に留まることのできたのは天皇家の一族だけとなり、華族制度も廃止された。民主化された国家体制のなかでは、靖国神社を原始宗教的に成立させる神秘的な祭儀、これへの天皇家のかかわりも、なにかと問題にされるようになった。靖国神社法案の問題化、三木武夫首相による公的参拝、A級戦犯の合祀などは、天皇家と天皇制の根幹を揺さぶる問題点を掘りおこす諸契機を提供した。

靖国神社という宗教的な磁場においては、教祖的立場に立つ天皇が中心にいて、「降神・昇神の儀とか、招魂・慰霊といった宗教的儀式」が教義・教典的に執りおこなわれ、その過程のなかで臣民たちが国家に心服していく現象を生むのである。これは、宗教行為そのものである。靖国神社という宗教施設を足場にして、「大君を醜の御楯と出で立つ」「忠良なる帝国臣民」を育てる機能、いいかえればその「布教活動」や「信徒の教化育成」が遂行されている。

保阪俊司『戒名と日本人—あの世の名前は必要か—』（祥伝社、2006年）は、靖国信仰の発生を、つぎのように解説する。

明治以来、いくどとなく海外で戦い多くの死者を出した日本帝国は、故郷をはなれ、非

---

38) 横田耕一『憲法と天皇制』岩波書店、1990年、104頁。

39) 小田部雄次『華族—近代日本貴族の虚像と実像—』中央公論新社、2006年、157頁。

40) 米窪明美『明治天皇の一日—皇室システムの伝統と現在—』新潮社、2006年、202-203頁。

業の死を遂げた多くの若者の荒御霊の鎮魂は、けっして疎かにできないことであった。ところが、明治政府という近代国家は、過激な神道原理主義国家を作り、廃仏毀釈で弾圧、仏教の鎮魂機能を否定した。仏教が鎮魂機能を半ばうしなっていたゆえ、新しい鎮魂施設が必要であった。「戦いで恨み、未練をもった人がねんごろに祭られないと祟る」という伝統的な信仰が、靖国信仰となって蘇った。それが靖国神社や護国神社の成立と発展に深く関係した<sup>41)</sup>。

「宗教まがいの儀式」が靖国神社や伊勢神宮で執りおこなわれているなどといったら、神社神道関係者の怒りを買うにちがいない。敗戦後、靖国神社は宗教法人にかわった。そこで執りおこなわれる儀式は、「宗教的な行為」の表現そのものになった。教祖の存在、教義の不備、教典の不在などの問題は、宗教としての完成度にかかわる論点であり、その欠落や未形成の問題側面をもって、神道が「宗教であるとか、ないとか」いう議論にもっていく思考が、どだい怪しいのである。

伊勢神宮は、日本国の誕生を神話的に信心するうえで必要な神道神社である。「政教分離の原則」の観点からいえば、国費で生活する人間としての天皇が、それら関係の神社に参拝することからして問題である。民主主義国家体制の日本「国民統合の象徴」者である天皇が、この神話的の信心を表現するために伊勢神宮に参拝することと、日本が民主主義を構える国家である事実との関係において、整合性をみいだすことはむずかしい。理屈ぬきで「それでもいいのだ」とする意見は、学術研究に従事する人間の吐くことばではなく、素朴な「宗教的な信心」がいわしめたそれである。

### 【 補 論 】

本稿は、その全文を公表するにはこの第4編（2008年10月入稿）まで待った。その間、本論に関連する重要な研究成果が公表されてもいる。ここでは、とくに重要と思われるつぎの2著の議論をもって追補しておきたい。

① 半藤一利・御厨 貴・原 武史『卜部日記・富田メモで読む 人間・昭和天皇』朝日新聞社、2008年3月。

本書は、天皇・天皇制研究を専門とする研究者たちの著作である。本稿の筆者はあくまで専門外の研究者の立場から、「靖国神社A級戦犯合祀をめぐる思想史的分析」を媒介にしながら戦責問題に関する「昭和天皇の心理分析」を試みてきたので、この観点を補足する材料として聞いてみたい。

本書は、昭和天皇の実弟高松宮がA級戦犯合祀後の靖国神社に参拝していた事実を、「実はこれは、昭和天皇に対する最も痛烈な批判としての参拝だったのでないか」と推論する。「つまり、高松宮にしてみたら、〔裕仁天皇が戦争責任を東條英機など〕A級戦犯に全部責任を押しつけておいて自分はなんだ、ということを示すために、あえて靖国参拝を続け

---

41) 保阪俊司『戒名と日本人—あの世の名前は必要か—』祥伝社、2006年、269頁。圏点は筆者。

たとも考えられる」と、分析する<sup>42)</sup>。

A級戦犯合祀は、昭和天皇にとって靖国神社の「祭神の性格が変わる」ことを意味し、そして「あの戦争に関連した国と〔自分と〕の間に将来、深い禍根を残すこと」を心配する出来事となった<sup>43)</sup>。裕仁の弟宣仁のぶひとがそのように、皇族の一員として異議を申し立てる行動＝「A級戦犯合祀後における靖国参拝」を継続していたとすれば、本稿が提示した「筆者の論旨」も論証されうることになる<sup>44)</sup>。

注) 高松宮宣仁『高松宮日記(全8巻)』中央公論新社、分冊：1995-1997年(合冊：1998年)。

② 豊下楯彦『昭和天皇・マッカーサー会見』岩波書店、2008年7月。

本書は「従来の昭和天皇像を根底から覆す」著書と謳われている。敗戦後「象徴天皇」に変身したはずの昭和天皇が、GHQのマッカーサーや吉田茂首相を出しぬいて、戦後日米安保体制を方向づける役割を果たした史実を論証している。

以下にその要点を引照したい。

a) 「戦後の国体としての安保体制」

敗戦後、昭和天皇個人のおこなった「外交」は、米軍駐留問題でも沖縄問題でも講話問題でも、日本政府外務省の政策決定をみごとに先きどりしていた。そこには、共産主義の脅威から天皇制を守りきるためには無条件に米軍に依存するほかになく、それを確実にするためには、吉田茂であれマッカーサーであれバイパスし、侵略に対してはあらゆる手段の行使を米軍に求めるといふ、天皇リアリズムともいふべき冷徹さがみられる。

要するに、天皇にとって安保体制こそが、戦後の「国体」として位置づけられた<sup>44)</sup>。

昭和天皇の「文書(沖縄)メッセージ」は、現職の首相の安全保障に関する態度表明を明確に批判し、それに代わる方向性について、自身の名において米国がわに提供されていた。「象徴天皇」の枠組を踏みこえたこの政治的行為は、「二重外交」そのものにほかならない。しかもその内容は、事実上の無条件的な基地提供の方針であり、吉田や外務省条約局が試みようとしていた、基地提供カードを駆使して日本がわにとって少しでも有利な条件を獲得しようとする「外交路線」を否定していた<sup>45)</sup>。

昭和天皇は“一貫した論理”に依っていたことが理解できる。それは、憲法の規定ではなく、みずからの情勢判断であった<sup>46)</sup>。

とはいえ、政治的責任を負えない者、公に説明責任を果たしえない者が政治過程に介入し、影響力を発揮するということは、日本の政治と民主主義の根幹を突きくずしたことを意味している。仮にこの状況を評価せざるをえないとすれば、日本の政治のもつ病根はか

---

42) 半藤一利・御厨貴・原武史『卜部日記・富田メモで読む 人間昭和天皇』朝日新聞社、2008年、155-156頁。〔 〕内補足は筆者。

43) 同書、157頁。〔 〕内補足は筆者。

44) 豊下楯彦『昭和天皇・マッカーサー会見』岩波書店、2008年、128頁。

45) 同書、165頁。

46) 同書、207頁。



ぎりなく深く、日本の民主主義は救いがたく未成熟である<sup>47)</sup>。

b) 「戦争責任を免れた昭和天皇」

昭和天皇は、憲法という根本法において天皇制が消滅する危機を脱することができた。さらに、東京裁判において戦犯として裁かれる危機も、マッカーサーの強力なイニシアティブによって逃れることができた。つまり、昭和天皇は、「帝国日本」のおこなった戦争の戦後処理における深刻きわまりない重大危機を突破することに成功した<sup>48)</sup>。

占領協力に徹することによって、戦犯としての訴追を免れ、皇室を守りぬくことに成功し、敗戦直後の危機を切りぬけた昭和天皇にとって、つぎに直面した最大の危機は、天皇制の打倒をかかげる内外の共産主義の脅威であった。この脅威に対処するために昭和天皇が踏みきった道が、「外国軍」によって天皇制を防衛するという安全保障の枠組を構築することであった<sup>49)</sup>。

c) 「三種の神器がなによりも大事だった天皇」

昭和天皇にとって「事態の重要性」の認識において核心に位置していたのは、「三種の神器」をいかに守りぬくかということであった。なぜなら、昭和天皇にとっては「皇祖皇宗よりお預かりしている」「三種の神器」が「皇統二千六百年」の象徴であり、それを失い奪われることは、皇室と国体の消滅を意味したからである。

昭和天皇にとってはこの「三種の神器」を守りぬくことこそが、その「事態の重要性」の認識の核心にあった。この至上課題は“憲法を超越する”ものにとらえられていた。かくして昭和天皇はなぜ、「象徴天皇」を規定した現憲法が施行されたあとにあって、「高度に政治的な行為」を展開したのかという、根本的な問いへの答えがはじめて明らかになってくる<sup>50)</sup>。

しかも、昭和天皇が生きてきた戦後日本の政治過程において、その大問題であるはずの「政治的行為」は、「冰山の一角」であった<sup>51)</sup>。

d) 「共産主義を恐怖した昭和天皇」

豊下楯彦『昭和天皇・マッカーサー会見』は、①半藤・御厨・原『卜部日記・富田メモで読む 人間・昭和天皇』にも論及して、こういう。

昭和天皇にはつねに「内乱への恐怖」があった。戦後、象徴としての地位が安定したあともなお、革命が起きるかもしれないという恐怖を、ずっともちつづけていた。1971年4月の統一地方選挙で誕生した美濃部亮吉東京都知事、黒田一大阪府知事、蜷川虎三京都府知事、飛鳥田一雄横浜市長という「革新勢力の躍進」に対して、昭和天皇は侍従に「政変があるかと御下問」していた。

議会制民主主義の枠組がそれとして定着しているなかで、地方選挙の結果について、いかに革新勢力が躍進したとはいえ、それを「政変」とむすびつけて危惧を表明するとは、

---

47) 同書、129頁。

48) 同書、148頁。

49) 同書、209頁。

50) 同書、208頁。

51) 同書、218頁。

尋常の感覚ではない。まさに「内乱への恐怖」「革命が起きるかもしれないという恐怖」というものが、若い時代の体験を背景に、昭和天皇の考えかたを呪縛していた<sup>52)</sup>。

— こういう政治学者の指摘・分析を聞くと、敗戦の翌年正月元旦に「人間宣言」をさせられ、同年の秋に新しい日本国憲法が公布・施行されても、昭和天皇の「政治感覚」においては、戦前・戦時体制、いうなれば「治安維持法」が必須だった心的状態が理解できる。昭和天皇はその代替物として日米安保体制を求めたのである。歴史をさかのぼれば、日韓議定書（1904〔明治37〕年2月23日）や日満議定書（1932〔昭和7〕年9月15日）を逆立ちさせた性格を、日米安保体制に求めることもできる。

e) 「東條英機にすべての責任を押しつけた昭和天皇」

豊下楯彦は結局、こうまとめる。

安保体制の枠組を確保するために天皇は、新憲法の施行後もなりふり構わぬ「天皇外交」を展開した。天皇の認識からすれば、戦後政治における最大の「事態の重要さ」は共産主義の脅威であり、この脅威に対して「皇祖皇宗よりお預かりしている三種の神器」を守り天皇制を防衛することこそが最上位に位置づけられるべき使命であり、そこにおいて憲法は自らの「政治的行為」に伴うはずの政治責任を免れさせてくれる“ヴェール”であった<sup>53)</sup>。

昭和天皇は、敗戦直後からの戦犯訴追の危機を「すべての責任を東條にしよつかぶせるがよい」という基本路線に立って、“日米合作”で東京裁判を切りぬけた。そして、その後の共産主義の脅威に対しては、沖縄の米軍支配と安保条約による日本の防衛という体制を築きあげるために、昭和天皇は全力を傾注したのである。こうした天皇にとっては、東京裁判と安保体制は、「三種の神器」に象徴される天皇制を防衛するという歴史的な使命を果たすうえで、不可分の関係に立つものであった<sup>54)</sup>。

そのような「御意」を成就すべく昭和天皇の側近として文字どおり奔走した“忠臣”の1人が宮内大臣の松平慶民であった。ところが、その「子」松平永芳は、親の苦勞もしらぬげに、「東京裁判史観を否定しないかぎり、日本の精神復興はできない」といった「信念」をかかげて、A級戦犯の合祀に踏みきったのである。しかし、この合祀は、東京裁判の受託と安保体制の構築は不可分離とする「昭和天皇の構図」の根幹を揺るがすものであった。つまり、A級戦犯の合祀は「御意」に反する行為にほかならないのである。だからこそ天皇は、「親の心子知らず」と松平永芳を文字どおり叱責したのであった<sup>55)</sup>。

f) 「ねじれ現象」

天皇の侍従卜部亮吾は「合祀を受け入れた松平永芳は大馬鹿」と記した。ところが、同じ松平永芳が、近年の右派の議論では、「東京裁判史観の否定」という「信念」をつらぬいた存在として“英雄視”されている。かくして、昭和天皇が「親の心子知らず」として叱責し、天皇の側近中の側近が「大馬鹿」と決めつける人物が、右派の“英雄”に祭りあ

---

52) 同書、218-219頁。

53) 同書、220頁。

54) 同書、226-227頁。

55) 同書、227頁。

げられるという、異様な“ねじれ”現象が生じている。

靖国問題をめぐっては、こうした“ねじれ”がさまざまなレベルで錯綜して現われている。右派の議論はたとえば、東京裁判をきびしく非難する一方で、その裁判そのものを“演出”した米国が日本に“押しつけた”ところの安保条約については、ひたすらこれを支持するという奇妙な“ねじれ”現象がみられるのである<sup>56)</sup>。

g) 「天皇なき靖国神社」

第89代内閣総理大臣小泉純一郎は〔在任期間2001年4月26日～2006年9月26日〕その在任中6回、2001年8月13日、2002年4月21日、2003年1月14日、2004年1月1日、2005年10月17日、2006年8月15日、靖国神社に参拝した。

首相だったときの小泉は、靖国問題においてなすべき職責、つまり「天皇の参拝できる環境を作りあげることはないか」という当然の疑問に正面から向かいあわなかった。「天皇なき靖国神社」、すなわち「本来なら天皇が果たすべき役割を政治家としての首相がとりかわって遂行すべし」、という構想を抱いていたのか。「天皇なき靖国神社」は、靖国神社のありかたそのものを根底からくつがえすものである。しかし、小泉は、そもそも靖国神社の歴史も知らず、ただ日本遺族会への公約を果たすという“狭隘な視野”しかもちあわせていなかったから、そうした構想にまでいたるといふことは、彼の頭の片鱗にも思いうかんでいなかった<sup>57)</sup>。

h) 「天皇のための靖国神社」

「国家のため」とは具体的には、「皇国日本」にあっては「君のために」「天皇のため」を意味していた。かくして靖国神社とは「天皇のための戦い」「天皇の意を体した戦争」、つまりは「聖戦」に殉じた戦没者の「英霊」が祀られる神社なのである。

寺崎英成、マリコ・テラサキ・ミラー編著『昭和天皇独白録 寺崎英成御用掛日記』（文芸春秋、1991年）は、1941年12月1日の御前会議について昭和天皇は、「閣僚と統帥部との合同の御前会議が開かれ、戦争に決定した、その時は反対しても無駄だと思ったから、一言も云はなかった」と述べている。つまり昭和天皇は、あの戦争については「反対」であった、みずからの「意に反した」戦争であった、と述懐している。

仮にこの「肉声」にしたがうならば、そもそも「天皇の意に反した戦争」に赴いて犠牲となった戦没者たちは、いかなる意味で「英霊」なのか。

「天皇の意を体した戦争」に殉じたはずの「英霊」たちはいまや、実はあの戦争は「天皇の意に反した戦争であった」と宣告されている。これほどの欺瞞と悲劇性があるのか<sup>58)</sup>。

— とはいえ昭和天皇は、A級戦犯が靖国神社に合祀されるまでは、そこに参拝に就いていた。彼はいわば、「靖国史観」と根本的に矛盾する「東京裁判史観」を受け入れていただけでなく、自分から催促してアメリカに安保体制を構築してもらってきた。しかし、敗戦後もこの〈自身の立場のあいまいな均衡〉は棚上げにしたまま、靖国神社に参拝してきた。そうして、戦前-戦中体制と同じ具合に、靖国における「天皇像」の維持を密かに

---

56) 同書、227-228頁。

57) 同書、231頁。

58) 同書、232頁、233頁。

図ってきたのである。A級戦犯の合祀問題が話題になる以前、こうした「天皇・天皇制＝天皇家」と靖国神社との共通空間に醸成・合成されていた根本的矛盾は、あえて触れられないでいた。だから、A級戦犯の合祀はパンドラの箱を開放する行為を意味した。少なくとも昭和天皇は、そう受けとめたのである。

敗戦後における昭和天皇は、かつて鬼畜米英とボロクソにけなした敵国＝アメリカ合衆国の軍門に降り、しかもその国との従属的な同盟関係を構築させた。そのさい同時に、「天皇家の宗教＝神道の拠り所」である「三種の神器」を守ることに成功した（「国体は護持された」！）。この結末は、日本国天皇制を新憲法の第1条から第8条に記述する形式をもって、間接的にも表現されている。さらに憲法第9条の規定は、日米軍事の同盟関係において政治的に保障された条項だといえなくもない。

しかし、靖国神社の宮司になった松平永芳が、昭和天皇のもっとも触れてほしくないA級戦犯、つまり、天皇裕仁の戦責問題を拭う雑巾のような役目を果たしてくれた「東條英機」を代表とする軍人や政治家たちを、わざわざ靖国神社に合祀した。昭和天皇にとってこの靖国神社のA級戦犯合祀は、敗戦後必死になって、自身と一家の延命と存続をかけて努力してきた成果を、精神的次元において「元も子もなく」させるだけでなく、「寝た子を起こす」ような、それこそ「大馬鹿」（卜部亮吾）な行為を意味した。

戦後日本における象徴天皇制として安定した地位を確保できていた昭和天皇は、それまでの政治戦略的な隠密行動の根源的な意味をあえて表沙汰にされるような、いいかえれば、せつかく戦前・戦中体制の靖国神社のありかたをそのまま実質的に保持させながら、難なく参拝もしてきた「天皇裕仁の戦後構想とその構築と継続」を、一気に破壊されたのである。しかし、昭和天皇は、そうされても口に出して、松平永芳を直接非難も批判もできない立場におかれていた。裕仁はそれゆえ、それこそ明治前半期のように、昭和天皇＝「自分を『玉』としてあつかった」宮司松平永芳によるA級戦犯合祀を、永芳の父である元宮内大臣松平慶民と比較して「親の心子知らず」と、嘆いたのである。

昭和天皇のその文句「親の心子知らず」は二重の意味を有してきた。ひとつは単純に「松平慶民と松平永芳」という親子関係でのものであり、もうひとつは「裕仁と松平永芳」という関係での親子的な関係を想定したそれであった。

－ 2008年8月30日－